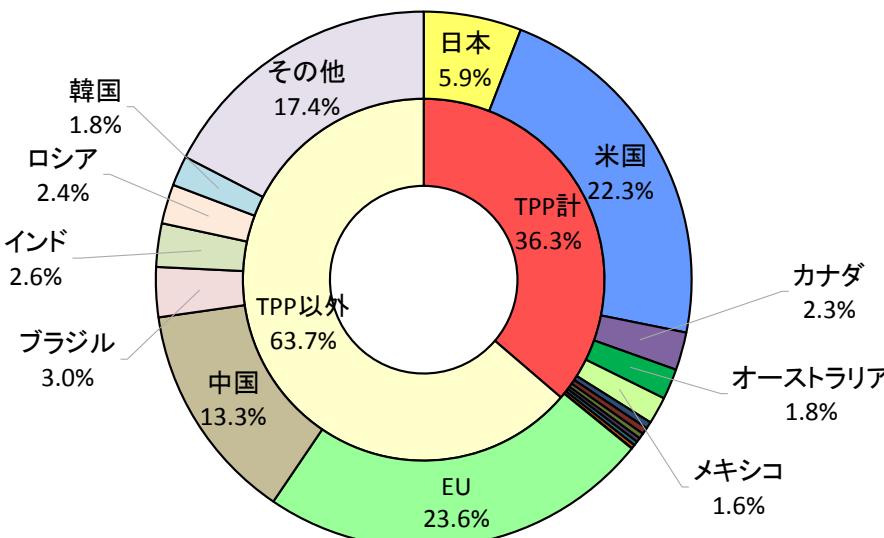


1 TPP協定について(意義と特徴)

- | | |
|----------|----------------------|
| 2013年 7月 | 日本が交渉参加 |
| 2015年10月 | アトランタでのTPP閣僚会合にて大筋合意 |
| 2016年 2月 | オークランドでのTPP閣僚会合にて署名 |
| 2017年 1月 | 日本がTPP協定を締結 |

- 21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏。
- 物品関税だけでなく、中小企業も含めたわが国企業の海外展開を促進するルール、約束を数多く実現する新たなルールを幅広い分野で構築。

○ TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



出典:World Economic Outlook Database, April 2014より作成

○ サービス・投資等の主なルール

<投資>

- ・投資先の国が、投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止

<貿易円滑化>

- ・急送貨物の迅速な税関手続を確保するため、「6時間以内の引取」を明記
- ・関税分類等に関する事前教示制度を義務付け

<知的財産>

- ・模倣・偽造品等に対する厳格な規律
- ・地理的表示の保護を規定

<原産地規則>

- ・原産地規則の完全累積制度の実現

1 TPP協定について(全体状況、主な品目の合意内容)

- 国内の農林水産業に悪影響を与えないよう粘り強く交渉を行い、農林水産物の約2割（18%）が関税撤廃の例外。（農林水産物の関税撤廃率は82%）
- 更に、合意内容を品目ごとにみても、重要5品目を中心に国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当やセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保等の有効な措置を獲得。

○ 各国の関税撤廃率(品目ベース)

国	全品目	農林水産物
日本	95%	82%
米国	100%	99%
カナダ	99%	95%
豪州	100%	100%
NZ	100%	100%
シンガポール	100%	100%
メキシコ	99%	97%
チリ	100%	98%
ペルー	99%	97%
マレーシア	100%	100%
ベトナム	100%	99%
ブルネイ	100%	100%

○ 主な品目の合意内容

品目	合意内容
米	<ul style="list-style-type: none">現行の<u>国家貿易制度を維持</u>するとともに、<u>枠外税率(341円/kg)を維持</u>。その上で、既存のWTO枠(77万玄米トン)の外に、米国・豪州に対して、<u>SBS方式の国別枠を設定</u>。 米国： 5万実トン（当初3年維持）→ 7万実トン（13年目以降） 豪州： 0.6万実トン（当初3年維持）→ 0.84万実トン（13年目以降）
小麦	<ul style="list-style-type: none">現行の<u>国家貿易制度を維持</u>するとともに、<u>枠外税率(55円/kg)を維持</u>。既存のWTO枠に加え、米国(15万トン(7年目以降))、カナダ(5.3万トン(同))、豪州(5万トン(同))に<u>SBS方式の国別枠を設定</u>。マークアップを9年目までに45%削減。
粗糖・精製糖等	<ul style="list-style-type: none">現行の糖価調整制度を維持。
牛肉	<ul style="list-style-type: none">16年目に最終税率を9%とし、<u>関税撤廃を回避</u>(米国等の近年のFTAでは類例を見ない「<u>関税撤廃の例外</u>」)を獲得)。16年目までという<u>長期の関税削減期間を確保</u>。輸入急増に対する<u>セーフガードを措置</u>(関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了)。
豚肉	<ul style="list-style-type: none"><u>差額関税制度を維持</u>するとともに、<u>分岐点価格(524円/kg)を維持</u>。10年目までという<u>長期の関税削減期間を確保</u>(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃)。11年目までの間、輸入急増に対する<u>セーフガードを措置</u>。
脱脂粉乳 バター	<ul style="list-style-type: none"><u>枠外税率の関税削減・撤廃は行わず、現行の国家貿易制度を維持するとともに、国家貿易でないTPP枠を設定</u>。(生乳換算で6万t(当初)→ 7万t(6年目以降)) (最近の追加輸入量の範囲内で設定)

1 TPP協定について(日本産農林水産物・食品の輸出)

- 牛肉、水産物など、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得。
- 対世界輸出額の約3割を占める重要な市場であるTPP諸国向けに、更なる輸出拡大が期待。

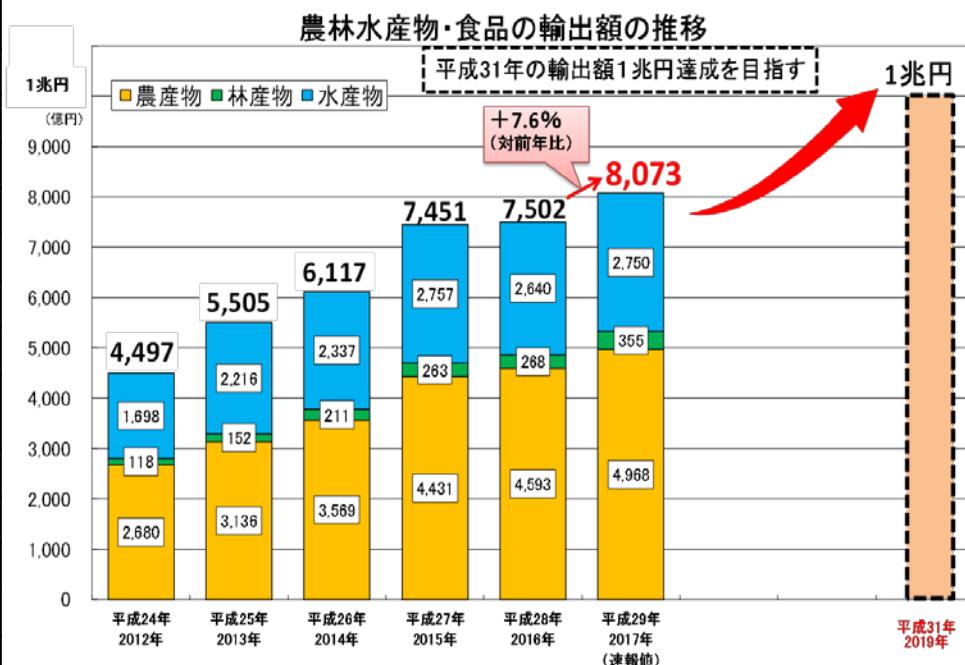
○主要品目の対日関税の交渉結果

品目	国	市場アクセス	
		現行[EPA税率]	交渉結果
コメ	米国	1.4セント/kg	5年目撤廃
牛肉	米国	枠外26.4% 枠内(200トン、4.4セント/kg)	15年目撤廃 (無税枠:3,000トン(1年目) →6,250トン(14年目))
	カナダ	26.5%	6年目撤廃
	メキシコ	枠外20~25% 枠内[6,000トン、12.0~22.5%]	10年目撤廃
ブリ・サバ・サンマ	ベトナム	18%	即時撤廃
味噌	米国	6.4%	5年目撤廃
	ベトナム	20%	5年目撤廃
醤油	米国	3%	5年目撤廃
	ベトナム	30%[16.4%]	6年目撤廃
りんご	ベトナム	15%[7.3%]	3年目撤廃
なし	米国	無税又は0.3セント/kg	即時撤廃
	カナダ	無税又は2.81セント/kg (ただし10.5%以上)	即時撤廃
茶	ベトナム	40%[22.5%]	4年目撤廃
チョコレート	米国	2%~(52.8セント/kg+ 8.5%)	即時~20年目撤廃
	ベトナム	13~25%	5~7年目撤廃
切り花	米国	3.2%~6.8%	即時撤廃
	カナダ	無税~16%	即時撤廃

○ 農林水産物の輸出の重点品目

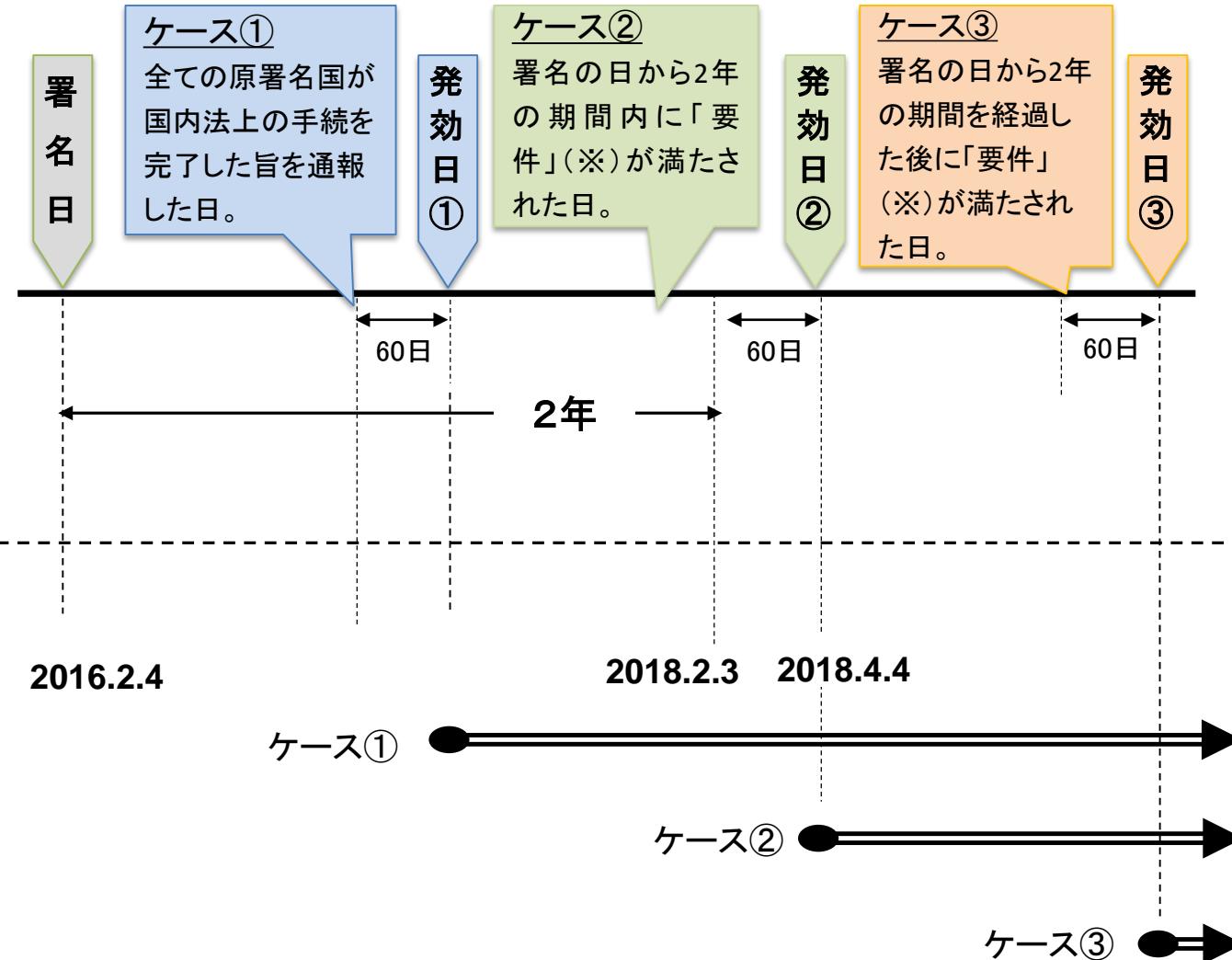
「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月農林水産業・地域の活力創造本部とりまとめ)において、国ごとに記載

○ 農林水産物・食品の輸出額の推移



1 TPP協定について(発効規定)

※要件：原署名国のGDP（2013年）の合計の85%以上を占める、少なくとも
6の原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報すること。



【参考】TPP交渉参加国のGDP
(2013年) (単位:10億米ドル)

	GDP	割合
米国	16,663	60.2%
日本	4,920	17.8%
カナダ	1,839	6.6%
豪州	1,497	5.4%
メキシコ	1,262	4.6%
マレーシア	323	1.2%
シンガポール	302	1.1%
チリ	277	1.0%
ペルー	202	0.7%
NZ	185	0.7%
ベトナム	171	0.6%
ブルネイ	18	0.1%
合計	27,658	100.0%

- ① 2か国で 78.0 %
- ② 残る10か国の中、
 - (1)4か国以上、かつ、
 - (2)GDP割合 7.0 %以上
が必要。

1 TPP協定について(TPP発効に向けた取組)

- トランプ米国大統領は、2017年1月にTPPの締約国となる意図がないことをTPP署名国に通知。
- これを受け、米国を除くTPP署名11か国において、TPPの早期発効を追求し、その取組の一環として、2017年11月に「TPP11」の大筋合意。2018年3月8日にチリで署名。
- 「TPP11」ができるだけ早期に発効させる考え。

○ TPP11の条文

第1条 TPP協定の組込み

第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)
※ ISDS関連規定、知的財産(例えば生物製剤データ保護期間)等

第3条 効力発生(6か国の締結完了)

第4条 脱退

第5条 加入

第6条 本協定の見直し

第7条 正文(英、仏、西)

○ 物品市場アクセス

TPP協定の特徴であるハイスタンダードを維持する観点から、物品市場アクセスに関するものを含め、各規定の修正は行っていない。
※コメなど、米国への国別の関税割当枠は不適用。
※輸出重点品目の全てで関税撤廃。

○ 第6条 協定の見直し

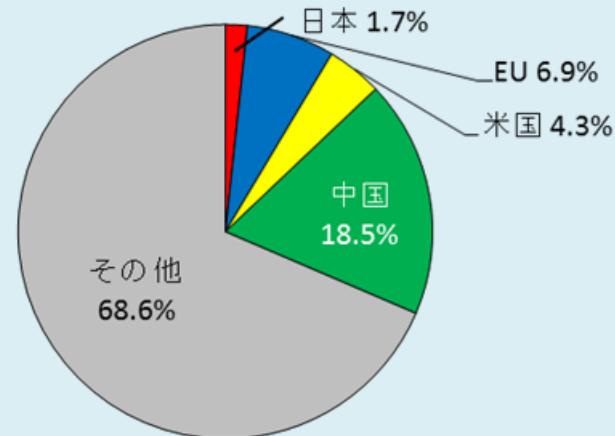
TPP協定の効力発生が差し迫っている場合又はTPP協定が効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。

2 日EU・EPAについて(意義と特徴)

- 日EU・EPAは、平成25年4月から交渉を開始、平成29年7月に大枠合意、同年12月8日に両首脳間で交渉妥結を確認。
- EUは我が国にとって、民主主義、法の支配、基本的人権といった基本的価値を共有する重要なグローバルパートナー。また、EUは総人口約5億人、世界のGDPの約22%、我が国にとっての主要貿易・投資相手。

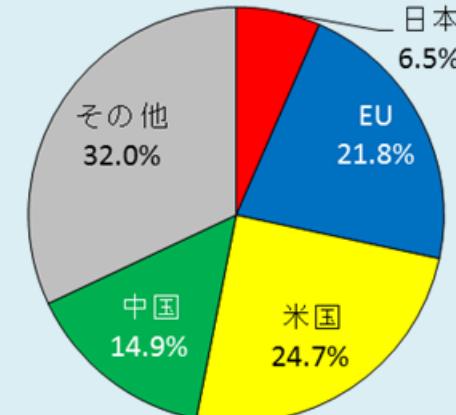
【人口(2016年)】

日本+EU=8.6%



【GDP(2016年)】

日本+EU=28.4%



	人口 (2016年、百万人)	シェア(%)
日本	127	1.7%
EU	511	6.9%
米国	323	4.3%
中国	1,379	18.5%
その他	5,102	68.6%
世界計	7,442	—

出典: World Bank, World Development Indicators, November 21, 2017

	GDP (2016年、10億ドル)	シェア(%)
日本	4,937	6.5%
EU	16,448	21.8%
米国	18,624	24.7%
中国	11,232	14.9%
その他	24,127	32.0%
世界計	75,368	—

出典: IMF, World Economic Outlook Database, October 2017

2 日EU・EPAについて(全体状況、主な品目の合意内容)

- 農林水産物の輸入に関し、米について「除外」を確保したほか、麦・乳製品の国家貿易制度、砂糖の糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割当やセーフガードなどの有効な措置を獲得。

○ 主な品目の合意内容(輸入)

品目	合意内容
米	<ul style="list-style-type: none"> 関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。
麦	<ul style="list-style-type: none"> 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（小麦：55円/kg、大麦：39円/kg）を維持。 ごく少量の関税割当枠（小麦：200トン→270トン（7年目）、大麦：30トン（即時））を設定（国家貿易・SBS方式）。
砂糖	<ul style="list-style-type: none"> 現行の糖価調整制度（輸入品と国産品の価格調整を通じて国内生産の安定を図るための制度）を維持。 粗糖、精製糖については、少量の新商品開発のための試験輸入枠（500トン。無税・無調整金）を設定。
豚肉	<ul style="list-style-type: none"> 差額関税制度を維持（分岐点価格（524円/kg）を維持）。 長期の関税削減期間（9年）と輸入急増に対するセーフガードを確保。
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> 長期の関税削減期間（15年：最終関税率9%）と輸入急増に対するセーフガードを確保。
脱脂 粉乳・ バター等	<ul style="list-style-type: none"> 脱脂粉乳・バター等については、国家貿易を維持した上で、民間貿易による関税割当枠を設定。数量は、最近の追加輸入量の範囲内（12,857トン→15,000トン（6年目、生乳換算））。

品目	合意内容
チーズ	<ul style="list-style-type: none"> ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、横断的な関税割当（枠内税率は段階的に引き下げ、16年目に無税）とし、枠数量は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた（20,000トン（初年度）→31,000トン（16年目））。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> [TPPでの合意内容] </div> シュレッドチーズ、おろし・粉チーズ（プロセスチーズ）：関税撤廃 熟成ソフトチーズ（カマンベール等）：関税維持 一部のフレッシュチーズ（モツツアレラ等）：関税維持 ブルーチーズ：関税削減 プロセスチーズ：関税割当 主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ（チェダー、ゴーダ等）やクリームチーズ（乳脂肪45%未満）等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（段階的に16年目に撤廃）。 <p style="text-align: right; margin-top: 20px;"> EUとの合意内容 横断的な関税割当 </p>
パスタ、 チョコレート菓子等の加工品	<ul style="list-style-type: none"> パスタ（マカロニ、スパゲッティ）、チョコレート菓子等の加工品については関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（パスタ、チョコレート菓子、キャンディーは段階的に11年目、ビスケットは段階的に6～11年目に、それぞれ撤廃）。
林産物	<ul style="list-style-type: none"> 構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目については、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保（段階的に8年目に撤廃）。

2 日EU・EPAについて(日本産農林水産物・食品の輸出)

- 牛肉、茶、水産物などの輸出重点品目を含め、ほぼすべての品目で関税撤廃を獲得(ほとんどが即時撤廃)。
- EU5億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備。

○ 主な品目の合意内容(輸出)

品目	現行関税	合意内容
水産物	無税～26%	即時撤廃
醤油等 調味料	7.7% (醤油)	
緑茶	無税～3.2%	
牛肉	12.8% + 141.4～304.1€/100kg	
花き	6.5%又は8.3% (植木・盆栽・鉢もの) 、 8.5%又は10% (切り花)	
青果物	12.8% (かんきつ (ゆず等)) 、 9.5€/100kg (ながいも)	
林産物	無税～10%	
豚肉※	46.7～86.9€/100kg	
鶏肉※	6.4%、 18.7～102.4€/100kg	
鶏卵※ (粉卵等含む)	16.7～142.3€/100kg	
牛乳・ 乳製品※	118.8€/100kg 等 (脱脂粉乳) 、 189.6€/100kg 等 (バター)	

※は、平成30年3月現在、輸出解禁に向け協議中の品目。

○ 農林水産物の輸出の重点品目

水産物(ホタテ、ブリ)、牛肉、調味料、日本特有の食材(ゆず、わさび等)、コメ、緑茶、アルコール飲料、花き

○ 農林水産物・食品の輸出額の推移

